

期 中 の 評 価 個 表

事業名	国有林直轄治山事業	事業計画期間	昭和 63 年度～令和 21 年度（52 年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	小良ヶ浜（おらがはま） （福島県）	事業実施主体	関東森林管理局 磐城森林管理署
事業の概要・目的	本地区は、福島県 ^{ふたば} 双葉郡 ^{とみおか} 富岡町の太平洋に接する地区で、防風保安林及び潮害防備保安林の整備を行ってきたところであるが、波浪による侵食が激しく、林帯背後の家屋や農地等に甚大な被害を及ぼすおそれがあった。 このため、地元の富岡町から保安林の機能の回復及び家屋や農地等を守るための治山事業の実施が強く要望され、昭和 63 年度より治山事業に着手し、波浪による保安林の侵食を防止し保安林機能の回復・増進、周辺地域の安全・安心の確保を図るための防潮工を実施してきたところである。 しかしながら、平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生し、本地区が帰還困難区域に指定されたことにより、事業を中断せざるを得ない状況となったことから、平成 25 年度の期中評価において、当面の間の事業休止を決定した。 その後、平成 29 年 4 月に、本地区のある富岡町の一部について帰還困難区域が解除されたことから、休止していた事業を再開するとともに、東日本大震災の津波により被害を受けた既設防潮工の補修を含めた全体計画の変更を平成 30 年度に行った。 また、令和 2 年度には、未施工区間の汀線の海岸侵食による後退が進み、従来の全体計画と異なる状況となったことから、事業規模や事業期間の見直しに伴う総事業費の変更及び事業計画期間の延長を行った。 今後は、安全・安心な住民生活を確保するため、引き続き、波浪による侵食状況を踏まえつつ、事業計画期間内での事業の概成を目指すこととする。 < 現行の全体計画 > ・ 主な事業内容：防潮工 2,412m ・ 計画期間 昭和 63 年度～令和 21 年度（52 年間） ・ 総事業費 5,380,745 千円（税抜き 4,997,096 千円）		
① 費用便益分析の算定基礎となった要因の変化	本事業の費用便益分析における主たる便益は災害防止便益（海岸侵食防止便益及び塩害軽減便益）である。防潮工の施工により、海岸侵食によって消失する土地の侵食速度を抑制し、塩害による内陸部の被害を防止する効果を算定したものである。 総便益（B）については、近年の諸資材の高騰等により増加している。 総費用（C）についても、諸資材の高騰等により増加している。 なお、令和 7 年度時点における費用便益分析の結果は以下のとおりである。 総便益（B） 13,251,451 千円（令和 2 年度の評価時点： 11,244,477 千円） 総費用（C） 7,873,863 千円（令和 2 年度の評価時点： 6,585,505 千円） 分析結果（B／C） 1.68 （令和 2 年度の評価時点：1.71）		

② 森林・林業情勢、 農山漁村の状況その 他の社会経済情勢の 変化	本地区は、東日本大震災により避難指示区域とされてきたが、平成 29 年 4 月 1 日に一部の避難指示区域が解除されたため、本事業は、避難していた地域住民の安全・安心のために重要な事業である。 なお、前回の評価時点から周辺の社会経済情勢に大きな変化はない。 ・主な保全対象：家屋 152 戸、農地 156.11ha、道路 16.29 km 公共施設 1 箇所
③ 事業の進捗状況	令和 6 年度末の事業進捗率は 52.2%（事業費ベース）である。 なお、環境省の施設である除染廃棄物の仮置場が近接しており、侵食が著しいことから北側区域から優先的に実施していく方針である。
④ 関連事業の整備状況	【福島県富岡土木事務所】 本地区と隣接する海岸線北側の海岸保全区域は、令和 2 年度をもって概成している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	（福島県） 当地区は、波浪による侵食が進行し、防風・潮害防備等の保安林機能が低下している。東日本大震災の東京電力福島第一原子力発電所事故により帰還困難区域とされた区域も、平成 29 年に一部が解除され、避難されていた地域住民の安心・安全な生活環境を確保するためにも、防潮工による保安林の機能を回復・増進し、塩害による内陸部の被害防止等、本事業の着実な推進をお願いしたい。 （富岡町） 本事業は、波浪による潮害防備保安林及び防風保安林の侵食を防止し、保安林機能の回復・増進、周辺家屋や農地、道路、公共施設の安全・安心の確保のために非常に重要な治山事業である。 東日本大震災の影響に伴う津波により、消波ブロックの変形・散乱等の被害が多数発生し、また、原子力発電所事故に伴う避難指示区域の指定により事業が中断され、その間も海岸侵食に伴う汀線の後退が進んでいるところ。 平成 29 年度の避難指示区域一部解除に合わせ事業が再開しているが、引き続き、防潮工未整備区間の新たな侵食箇所へ対応するための事業展開について要望する。
⑥ 事業コスト削減等の可能性	波浪による影響が少ない箇所については、消波ブロックの一部を捨石にすることで工事コストの削減を図っており、今後も一層のコスト削減を念頭においた事業の実施に努める。
⑦ 代替案の実現可能性	本地区における波浪による侵食を防止するためには、波浪等に伴う海岸の侵食を防止するための防潮工を実施し、潮害防備保安林の機能を高度に発揮させるために本事業が必要であることから、代替案はない。
森林管理局事業評価技術検討会の意見	本事業の進捗により波浪による保安林の侵食が抑制され、内陸部の塩害が防止されるなど事業の効果が認められ、費用便益分析結果、地元の意向等からも事業継続実施が妥当と考える。 事業の実施に当たっては、経済性を考慮するとともに社会経済的な変化や地元要望を踏まえ着実な進捗を期待する。
評価結果及び実施方針	・必要性：本地区は現在も波浪による保安林の侵食が進行しており、保安林の消失により指定目的が達成されず、林帯背後の家屋や農地等への甚大な被害が懸念されること、また、事業継続に地元からの強い要望等もあり事

	業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 対策工の計画に当たっては、消波ブロックの一部を捨石にすることで工事コストの縮減を図るなど事業地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討しており、費用便益分析結果からも事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： 本事業による防潮工の実施により、保安林の侵食が防止され、家屋、農地等への被害防止など保安林機能の発揮が図られることから、本事業の有効性が認められる。 ・ 実施方針： 本事業は継続する。
--	--

様式1

便 益 集 計 表
(治山事業)

事業名：国有林直轄治山事業
施行箇所：小良ヶ浜地区

都道府県名：福島県
(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
災害防止便益	塩害軽減便益	8,450,587	
	海岸侵食防止便益	4,800,864	
総 便 益 (B)		13,251,451	
総 費 用 (C)		7,873,863	
費用便益比	$B \div C = \frac{13,251,451}{7,873,863} = 1.68$		

参考

費用便益比 (i=0.02)	$B \div C = \frac{10,236,711}{5,908,712} = 1.73$		
費用便益比 (i=0.01)	$B \div C = \frac{13,165,343}{5,291,312} = 2.49$		

評価箇所概要図

整理番号	1
------	---

福島県

